

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第7章 職員の資質向上</p>	<p>第1章（総則）から第6章（保護者に対する支援）までに示された事項が保育所において行われるためには、職員一人一人の質の高い保育実践とともに、保育所の職員集団の資質の向上と人材育成が求められる。</p>	
<p>1. 施設長の責務</p>	<p>○保育所の機能及び質の向上のために、施設長は、職員及び職員集団全体の資質の向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>○施設長は、職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修の体系的かつ計画的な実施、職員研修に対する支援並びに資質向上のための援助や助言に努めなければならない。</p> <p>○上記の職員及び保育所の課題の設定については、第4章（保育の計画及び評価）における保育所の点検及び評価の結果を参考にすること。</p>	<p>○保育所の機能及び質の向上と施設長の自覚とリーダーシップ</p> <p>○主任保育士等の協力による保育所の研修システムづくり</p> <p>○職員全員の研修の意義及び必要性の共通理解</p> <p>○職員一人一人のライフサイクルに応じた研修機会の確保</p> <p>○外部の資源の活用（専門家、専門機関等との連携、保育補助者の確保等）</p> <p>○職員体制、研修時間の確保のための創意工夫</p>
<p>2. 職員の研修</p>	<p>○子どもの保育及び保護者に対する保育指導が適切に行われるように、施設長及び職員一人一人は、自己評価などによって自らの課題を自覚し、これに即して、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>○施設長及び職員一人一人は、その倫理観や人間性を高め、絶えず自己研鑽に努めなければならない。</p> <p>○評価及び点検などを踏まえ、保育所の課題について職員が共通理解を深め、協働して改善に努めるとともに、所内研修などを通して学び合う土壌を醸成していくことが必要である。</p>	<p>○施設長、保育者として求められる資質の内容</p> <p>○体系的な研修内容（施設長、保育士等）やその意義</p> <p>○職員の共通理解に基づく連携・チームワークの重要性</p> <p>○人材育成の視点</p> <p>○<u>児童福祉施設最低基準第7条の2</u> 「児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ②児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」</p>

